規制計価券
武力紛争の際の文化財の保護に関する条約等の的確な実施の確保のための規制 (武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案)
(主管課) 文化庁文化財部伝統文化課(課長:小松 弥生) (関係課) -
施策目標8-2 文化財の次世代への継承・発展 施策目標8-4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、 諸外国との相互理解の増進
【1 被占領地域から流出した文化財の輸入規制等】(規制強化) 武力紛争の際に、他国に占領された地域(被占領地域)から輸出された文化財を管理す べき旨の要請が、締約国(当該占領国又は被占領国)からあった場合、文部科学大臣は当 該文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、当該文化財を輸入しようとする者に 対して、輸入の承認を受ける義務を課す。
【2 武力紛争時における文化財保護の特殊標章の使用の一般的禁止】(規制強化) 武力紛争時において、条約に規定する特殊標章等の使用を一般に禁止するとともに、文 化財について正当な権原に基づき管理する者に対して特殊標章を使用できるものとする。 また、文化財の保護に関する業務を行う国等の職員等に対して、文部科学大臣が特殊標章 を表示した腕章及び身分証明書を交付する。
武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(仮称)、議定書、第二議定書は、武力紛争の際の 文化財の保護に特化した条約として極めて重要である。
1990年代より急速に本件条約の締約国が増加しており、第二議定書において強化された保護の制度が定められたことにより、条約等の締結に向けた環境が整ってきている。また、2004年の第二議定書の発効を受け、2005年10月に締約国会議が開催される等、本件条約等に対する国際的関心が更に高まってきており、我が国が本件条約を締結する必要性が高まっている。本規制は、上記の条約等を締結するための所要の規定の整備を行うものであり、当該措置は、条約等により求められている義務を担保するために我が国がとるべき必要最低限のものである。
a) 規制を強化することにより得られると見込まれる便益 本規制を行うことにより、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(仮称)、議定書、第 二議定書の的確な実施が確保され、人類の貴重な文化的資産である文化財の国際的な保護に 資することとなり、我が国が国際社会から期待されている役割を果たすことが可能となる。
b) 規制を強化することにより軽減することができると見込まれるリスク 【1 被占領地域から流出した文化財の輸入規制等】 当該規制により、被占領地域から流出した文化財が国内で流通するリスクが軽減される。
【2 武力紛争時における文化財保護の特殊標章の使用の一般的禁止】 当該規制により、武力紛争時において、我が国の貴重な文化財の識別が容易になり、当 該文化財が攻撃を受けること又は軍事利用されることにより損害を受けるリスクが軽減さ れる。
a) 当該規制を強化することにより見込まれる費用 【1 被占領地域から流出した文化財の輸入規制等】
(行政コスト): 「被占領地域流出文化財」の指定、公示、輸入の承認の決定の業務として、以下の業務が発生すると考えられる。 ・指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
法律及び省令に定める規定に該当するかどうかを判断し、経産省に 協議して指定を行う業務 ・公示・・・(文化庁)当該指定された文化財を告示にて官報に掲載する業務 ・輸入の承認の決定・・・(税関)輸入される文化財につき、被占領地域流出 文化財に該当しないかチェックし、疑わしいものについて文化庁に 照会する業務
照会する未務 (文化庁)当該文化財が被占領地域流出文化財に該当するかを判断する る業務
しかし、外国の博物館等から文化財が盗取された旨の通知を受け、当該文化財を特定文化財として指定し輸入規制を行うという類似の制度として、「文化財の不法な輸出入等の規制に関する法律」があるが、平成14年に法律が成立してから、これまで当該指定が行われたものは2件のみである。被占領地域流出文化財についても、同様と仮定すると、当該文化財の指定、公示、輸入の承認の決定の業務については、現在の人員で対応できるものと考えられる。

(遵守コスト): ①「被占領地域流出文化財」の輸入者が行う輸入の申請 当該文化財が我が国に輸入されようとする可能性は極めて低いと 考えられるが、そのような場合には、通信費等が発生することが考 えられる。 ②輸入が承認されなかった場合に輸入者が受ける損害 当該文化財が我が国に輸入されようとする可能性は極めて低いと 考えられるが、そのような場合には、当該文化財の輸送費や購入代 金等が発生することが考えられる。 (社会コスト):特段発生しないと考えられる 【2 武力紛争時における文化財保護の特殊標章の使用の一般的禁止】 武力攻撃事態及び当該事態が予測できる事態においての業務であり、平時にはコスト は発生しない。 武力攻撃事態及び当該事態が予測できる事態においては、以下のコストが発生すると 考えられる。 (行政コスト): (国内文化財のうち文化財保護法における指定文化財に該当するものについて試算 不動産文化財に対する特殊標章の使用の許可(推計) 人件費:現在の不動産文化財の数×1件の処理時間(分)÷60×1,000(時給・円) 4,200 (文化財保護法における指定文化財のうち不動産であるものの概数) ×30÷60×1,000=2,100千円 特殊標章を表示した腕章及び身分証明書の交付(推計) 物件費:<u>腕章</u> 単価×交付対象人数(文化庁文化財部職員+地方公共団体の文化財 保護に従事する職員〈1都道府県7人、1市町村4人〉) $200 \times (116 + 7 \times 47 + 4 \times 1, 811) = 1,538$ 千円 身分証明書 単価×交付対象人数(同上) 100×7,689=769千円 <上記の合計: 4,407千円> (国内文化財のうち、今後指定された特定文化財についても同様の行政コストが発 生すると想定される。) (遵守コスト): 武力攻撃事態における国内文化財に対する特殊標章の使用についての申 請・・・通信費等が発生する (社会コスト):特段発生しないと考えられる ⑥と⑦を比較した便益とコストの考量 「1 被占領地域から流出した文化財の輸入規制等」の規制は、我が国が人類の貴重な文 化的資産である文化財の国際的な保護に協力し、国際社会から期待されている役割を果たす ことができる。一方で、行政コスト及び輸入者が受ける可能性のある損害がある程度見込ま れるものの、当該規制が実際に適用される事例は少ないことが予想され、規制を行うコスト に比べ、文化財の流出に対する抑止効果は大きい。 また、「2 武力紛争時における文化財保護の特殊標章の使用の一般的禁止」の規制は武力 攻撃事態又は武力攻撃事態が予測される事態における規制であり、我が国の文化財を保護す る上で大きな効果が見込まれる一方、平時には特段のコストは発生しない。また、有事にお いても多額のコストは発生しない。 以上のことから、当該規制を実施するための便益とコストを比較した場合、当該規制を実 施する必要があると考えられる。 ⑧想定できる代替 当該措置は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(仮称)、議定書、第二議定書により 手段との比較考┃求められている義務を担保するため、我が国がとるべき必要最低限のものである。いずれも条 約等に規定されている義務であり、代替手段は存在しない。 ⑨規制を見直す条 当該措置は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(仮称)、 ⑩レビューを行う時期 議定書、第二議定書により求められている義務を担保するため、我が 件 国がとるべき必要最低限のものであり、いずれも条約等に規定されて いる義務であり、条約等が改正されない限り、当該規制の見直しを行 うことはないと考えられる。 ⑪評価に用いたデ ータ・情報・外 部評価等 12 備考 ・平成19年2月27日に閣議提出予定。第166回国会に法案を提出予定。 ・施行期日については、条約等が日本国について効力を生じる日から施行する。 (条約等はその締結の国会承認後、批准書又は加入書をユネスコ事務局に寄託し、その寄託 から3ヶ月で効力を生ずる。)

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案における規制の概要

趣旨

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(ハーグ条約)、同条約の議定書及び第二議定書の適確な実施を確保するため、被占領地域から流出した文化財の輸入の規制に関する措置等所要の法整備を行う。

規制の概要

被占領地域から流出した文化財の輸入規制等

武力紛争時に他国に占領された地域(被占領地域)から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入の規制を行う。

文化財保護の特殊標章

武力紛争時において、特殊標章の使用を一般的に禁止する。ただし、文化財の識別のため、条約の保護を受ける文化財等に「特殊標章(右図)」を使用することができる。



(ブルーシールド)

施行期日

条約 (ハーグ条約)、同条約の議定書、第二議定書が日本国に ついて効力を生ずる日